

熊本市生物多様性地域戦略(仮称)の策定について

1. 策定の背景と目的

生物多様性については、世界的にも急激な損失状況にあり、自然が人類に提供する機能(生態系サービス)が低下しているとされる。

わが国においては、生物多様性条約に基づき、平成20年に生物多様性基本法が制定された。同法では、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として生物多様性国家戦略及び生物多様性地域戦略を策定することが規定されている。

- 生物多様性条約：平成5年発効。生物多様性の保全と持続可能な利用に関する包括的な国際枠組み。
- 生物多様性基本法：平成20年6月施行。生物多様性の保全と持続可能な利用の基本原則を定め、施策の基本となる事項を規定。

第11条「政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性国家戦略）を定めなければならない。」

第13条第1項「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として（中略）生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない。」

- 生物多様性国家戦略：平成7年に最初の国家戦略が策定。生物多様性基本法の施行以降は、同法に基づく戦略として位置づけられた。現行は「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）
- 生物多様性地域戦略：33都道府県、46市区町村（うち政令指定都市では、全20市中13市）で策定済み。（平成27年2月時点）

2. 熊本市の生物多様性に係る現状と課題（概要）

熊本市では平成26年度に生物多様性地域戦略の策定に向けた基礎調査を実施した。本調査では、既存資料の収集及び整理、専門家会合の開催等を行い、熊本市の生物多様性に係る現状と課題の整理を行った。現状と課題の主なポイントは以下のとおり。

- 全国屈指の豊富な地下水と湧水が、様々な生物の生息・生育環境に重要な役割を果たしているとともに、人々の生活にも深く結びついている。特に江津湖は、市街地にあって広大な水面であり、絶滅危惧種を含む様々な生物が育まれている。
- 沿岸部には干潟が広がり、豊かな生物相を有するとともに、漁業の場となっている。
- 立田山や金峰山等、まとまった面積の森林が存在し、多くの生物の生息・生育環境となっている。
- 一方で、市街地の拡大による森林や水田等の生物の生息・生育環境の減少や、ハマグリやアサリなどの資源量の低下がみられる。
- 管理されていない山林における竹林の拡大や、ため池における遷移が進行している。
- 外来種による影響が増大し、生態系のほか農業や人の生命・身体への影響も懸念される。
- 生物多様性に関する情報が整理されておらず、地域の自然環境の状態が市民に認知されていない。

3. 検討体制とスケジュール（予定）

（1）検討体制

- 策定主体は熊本市とし、庁内連絡会議を設置し、関係施策の調整及び原案の作成等を行う。
- 学識経験者及び市民（公募）等からなる熊本市生物多様性地域戦略（仮称）策定検討委員会を設置し、幅広い見地から本戦略に関する検討を行い、市はこれを踏まえて案を作成する。さらに、専門的な検討を要する事項がある場合には、別途、生物の各分野の学識経験者等による検討を行うこととする。
- 環境審議会及び熊本市議会には適宜報告を行うこととする。
- 広く市民の意見を聴取するとともに市民の生物多様性に関する意識向上に努める。

（2）スケジュール

平成 26 年度

基礎調査（現状把握・課題整理）



平成 27 年度

現状・課題・目標の設定、骨子案の作成

5月26日 環境審議会報告

6月下旬 第1回検討委員会



行動計画・推進体制の検討

8月下旬 第2回検討委員会



素案の検討

10月上旬 第3回検討委員会

中旬 環境審議会中間報告

12月中旬 議会報告



パブリックコメント



最終案の調整

2月中旬 環境審議会報告

2月下旬 第4回検討委員会



策定（3月中旬）

(参考)

1. 生物多様性とは

具体的には、以下の3つのレベルでの多様性があるとされている。

- ①「生態系の多様性」湿地、里山、河川、水田など、様々なタイプの自然があること
- ②「種の多様性」それぞれの地域固有の様々な生物が生息・生育していること
- ③「遺伝子の多様性」同じ種であっても、地域や個体ごとに遺伝子レベルでは違いがあること

2. 生物多様性の重要性

生物多様性国家戦略 2012-2020 においては、生物多様性の恩恵は大きく以下の4つに分けている。

- ① 「すべての命が存在する基盤」
 - ・酸素の生成
 - ・水の循環、それに伴う気温・湿度の調節 など
- ② 「有用な価値」
 - ・農作物や水産物などの食料、木材
 - ・遺伝資源 など
- ③ 「豊かな文化の根源」
 - ・地域固有の食文化
 - ・伝統芸能 など
- ④ 「将来にわたる暮らしの安全性を保障する」
 - ・山地災害の防止や土壌の流出防止 など

3. 日本の生物多様性の現状

日本は、南北に長い国土をもち、大陸との接続・分断を繰り返してきたこと、四季の変化があることなどから、固有種も多く、世界的にも生物多様性の保全上重要な地域であるが、その損失は続いていると評価されている。生物多様性国家戦略 2012-2020 では、日本における生物多様性の危機は、大きく4つに分けている。

- 第1の危機：人間活動や開発など、人が引き起こす負の要因による生物多様性への影響
- 第2の危機：里山などにおける、自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響
- 第3の危機：外来種や化学物質などを人が持ち込むことによる生態系の攪乱
- 第4の危機：地球環境の変化による影響